

経済学部学生表彰制度要項

(目 的)

第1条 この要項は、青山学院大学経済学部学生が在籍中に、多様な分野において人の範となる活躍又は業績をあげ、その行為が本人及び青山学院大学経済学部の荣誉となるものについて表彰し、これを顕彰することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象となる者は、前条の目的に適う行為を行った経済学部在籍学生または団体とする。

(選考及び決定)

第3条 表彰候補者の推薦は、主任会が推薦の理由を記した書面及びその他必要書類等を作成して行い、教授会の議を経て、学部長が表彰者を決定する。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、必要に応じ適宜行う。

(正賞及び副賞)

第5条 表彰は、正賞(賞状)及び副賞を授与して行う。

2. 副賞の財源は経済学部実験実習費とする。

(改廃手続)

第6条 この要項の改廃は、経済学部教授会の議を経て学部長が行う。

附 則

この要項は、2010年1月20日より施行し、2009年4月1日より適用する。